

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第五十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十七年三月十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表Ⅱに次のように加える。

186 気嚢式手術用カテーテル

323,000円

別表Ⅵ区分006中「1,190円」を「1,279円」に改め、同表区分007中「1,239円」を「1,346円」に改め、同表区分008中「983円」を「1,090円」に改め、同表区分009中「1,090円」を「1,197円」に改め、同表区分010中「2,104円」を「2,214円」に改める。

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十一年厚生労働省告示第六十一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
別表	別表
I (略)	I (略)
II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～185 (略)	II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～185 (略)
<u>186 気管支手術用カテーテル</u> <u>323,000円</u>	(新設)
III～V (略)	III～V (略)
VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 1 g <u>1,279円</u> (金12%以上 J I S適合品)	006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 1 g <u>1,190円</u> (金12%以上 J I S適合品)
007 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 板状 1 g <u>1,346円</u> (金12%以上 J I S適合品)	007 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 板状 1 g <u>1,239円</u> (金12%以上 J I S適合品)
008 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 バー状 1 cm <u>1,090円</u> パラタルバー用 (金12%以上 J I S適合品)	008 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 バー状 1 cm <u>983円</u> パラタルバー用 (金12%以上 J I S適合品)
009 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 バー状 1 cm <u>1,197円</u> リングルバー用 (金12%以上 J I S適合品)	009 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 バー状 1 cm <u>1,090円</u> リングルバー用 (金12%以上 J I S適合品)
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう 1 g <u>2,214円</u> (金15%以上 J I S適合品)	010 歯科用金銀パラジウム合金ろう 1 g <u>2,104円</u> (金15%以上 J I S適合品)
VII～IX (略)	VII～IX (略)